

公共施設使用料の見直し方針（案）

～概要版～

令和8年9月
各務原市

1. 見直しの背景と目的

本市では現在、公共施設使用料の統一的な算定ルールがなく、類似施設の料金を参考に設定するなど、長年据え置いている状況です。しかし、近年の物価高騰や人件費の増加によるコスト増も踏まえ、大きく2つの目的に沿って公共施設の使用料を見直します。

目的1：「受益者負担の原則」に基づく施設利用者と非利用者の公平性の確保

目的2：適切な使用料徴収に基づく「持続可能な行財政運営」

2. 対象とする施設等

原則として、**市民が使用するすべての公共施設**を対象とします。

ただし、法令等で使用料が定められている施設（市営住宅など）や徴収しない施設（図書館など）、直近3カ年以内に料金を見直した施設など今回の見直しでは対象外とする施設もあります。

3. 使用料算定の基準

以下の算式を基本として、使用料を算出します。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

- **原価（コスト）**：施設の維持管理にかかるランニングコストを対象とします。
建設費などのイニシャルコストは含めません。
- **受益者負担割合**：「公共性（民間による提供の困難さ）」と「必需性（市民生活での必要性）」の2つの要素から、各施設等の性質に応じて9分割・5段階で設定します。

【受益者負担割合のマトリクス】

大 ↑ 公共性 （民間による提供の困難さ） ↓ 小	A 公共的	受益者負担 50% 該当施設なし	受益者負担 25% 観光施設	受益者負担 0% 公園、図書館、こども館
	B 中間	受益者負担 75% 商工施設	受益者負担 50% 各ライフデザイン・福祉センター 福祉施設・その他、文化会館 教育施設 体育施設（C-I以外）	受益者負担 25% 斎場
	C 市場的	受益者負担 100% テニスコート、キャンプ場 芝生広場、トレーニングルーム バタールゴルフ場	受益者負担 75% 墓地	受益者負担 50% 該当施設なし
		I 選択的	II 中間	III 必需的
		小 ← 必需性 → 大		

【使用料の算定方法】

- ・ 個人利用の使用料
（トレーニングルーム、斎場など）
＝（原価×受益者負担割合）÷年間利用人数
- ・ スペース利用の使用料
（各施設の会議室、テニスコートなど）
＝（原価×受益者負担割合）
÷（年間使用可能時間×利用率）×貸出時間

4. 各種調整措置

今回の算定によって利用者の急激な負担増や不均衡が生じないように、調整措置を設けます。

【主な調整措置一覧】

施設のグループ化	同一の利用用途・規模の施設は、使用料も同一である方が公平であると考えられるため、施設をグループ化して使用料を統一します。
目標利用率	算定において施設等の利用が著しく低いことで使用料が高額にならないように、現行の利用率が一定水準未満の場合はグループごとに目標利用率を設定して使用料を算出したうえで、運用の工夫や見直しも併せて実施します。
近隣自治体・類似施設との均衡	近隣の自治体や民間施設等と比較して料金に大きな乖離が生じ、施設利用の低下や民間運営の圧迫等につながるがないように調整することを可能とします。
激変緩和措置	現行の使用料と大幅に乖離し、市民生活に極端な影響が出ないように、見直し後の使用料は現行から一定倍率の範囲を改定の上限とします。

5. 減免基準の見直し

使用料の減免基準については、使用料の見直しにおける激変緩和措置以上の負担増にならないよう、今回は現行の減免基準を維持し、今後改めて見直しを適宜行います。

ただし、現行で障がい者減免の取り扱いに差異がある施設については、減免基準の変更及び統一を行います。

6. 見直しスケジュールとサイクル

今回見直す使用料は、見直し方針及び料金案についてパブリックコメントを行ったうえで、令和8年12月に条例改正を予定しています。新料金の適用時期は令和10年4月です。

また、施設の状態や使用状況、社会的ニーズなども変化していくことから定期的に見直しを図ることとし、今後は原則5年ごとに実施します。

7. 見直し後の料金

今回の見直し対象となった施設数は77施設、区分は262箇所でした。そのうち約7割の173箇所増額、5箇所減額であり、増額において激変緩和措置を採用したのは79箇所です。

【グループごとの大まかな傾向】

- A. 各ライフデザイン・福祉センター、B. 福祉施設・その他、D（E）. 商工施設、I（J）. 教育施設
：現行料金の高い西ライフデザインセンター以外は概ね激変緩和が適用されるほどの増額
- C. 斎場
：火葬炉の上昇倍率は1.1倍程度
- F. 観光施設
：村国座は激変緩和が適用されるほどの増額
- K～S. 体育施設：利用率が高く比較的成本の低い各地区体育館やテニスコートは据え置き、それ以外は概ね激変緩和が適用されるほどの増額